

中国における増値税の税務調査

Issue 3 September 30, 2021

In brief

中国の増値税は、中国の税目の中でも取扱いが最も複雑な税目の一つといわれ、税務調査において処理の誤りが是正されるケースが多く見受けられます。

増値税は、日本の消費税と同様に、取引対価に対して課されるため、企業のキャッシュフローに影響を与える重要な税目の一つです。一方、税務当局にとっても、増値税は、全体の税収の約半分を占めるため重要な税目として位置付けられています。

中国税務当局は、2021年8月1日に金税四期システムを導入しました。当該システムによって、電子増値税専用発票(当法人発行の「中国における増値税専用発票の電子化」を参照¹⁾)に加え、銀行口座データ、企業担当者データおよび会社登記情報データ等の税務以外の企業の経営活動に係る重要なデータにアクセスが可能となりました。すなわち、税務当局は、今まで以上に、税務データのみならず非税務データの入手が容易となりました。

今後、税務当局は、これらビッグデータを利用して税務調査を実行すると考えられます。これに備えるため、納税者である企業が自社の税務処理の正当性を十分に疎明できる資料を事前に準備することは、より一層重要となります。

本ニュースレターでは、中国の増値税の税務調査における重点調査項目や税務徴収違反時の規定などを解説します。

In detail

1. 中国増値税の税務調査等における重点調査項目

中国の2021年の税務調査もしくは取締りに関する重点項目として、以下が公表されています。

- ① 架空発票の発行(休眠会社を使って大量に増値税専用発票を発行する行為)
- ② 架空の輸出(増値税輸出還付を装って還付金を受取る行為)
- ③ 架空の申告(コロナ禍に係る増値税等の税収優遇の適用を受ける行為)

企業は、取引先が架空企業であることを知らずに架空の増値税専用発票(上記①)を受取ってしまった場合でも、仕入税額控除は認められないため留意が必要です。

また、中国の増値税の税務調査における仮払増値税および仮受増値税の重点調査項目をご紹介します。

¹ <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-jtu/china-tax-update-2.html>

仮払増値税の重点調査項目

- 取引の真実性と合法性(架空発票の有無の調査含む)
- 資金、貨物と発票の一貫性
- 仕入税額控除範囲の妥当性
- 仕入税額控除できる仮払増値税とその他の仮払増値税との区分
- 輸入に係る税関発行仕入増値税発票の真実性と合法性
- 営業税から増値税への移行後における建設部門、不動産部門、金融サービス、消費者サービスの仕入税額控除
- 異常損失に係る仕入増値税控除

仮受増値税の重点調査項目

- 売上高の帳簿上の網羅性
- みなし販売に係る増値税の取扱い
- 課税対象額の範囲
- 兼営および混合販売に係る増値税の取扱い
- 免税貨物の範囲・区分の妥当性
- オフショアサービスアウトソーシング業務に係る増値税

2. 税務調査対象会社の選定

一般的には、中国税務当局が納税評価システムにおいて異常値を検出すると、所轄税務局による机上調査または実地調査につながるが多いようです。また、金税三期(今後は金税四期)システムから一定の基準を満たす調査対象企業を選定し、所轄税務当局よりも上位の税務局による税務調査が実施されるケースもあります。

3. 税務徴収違反時の規定の概要

状況	除斥期間	徴税等	
税務当局の指導誤りにより納税者もしくは源泉徴収義務者が不納付または過少納付となる場合	3年	本税	
(1) 納税者、源泉徴収義務者の計算誤り等による不納付または過少納付	追加納付税額が10万元未満の場合	3年	本税、延滞金およびペナルティー
(2) 納税者の未申告による不納付または過少納付			
	追加納付税額が10万元以上の場合	5年	本税、延滞金およびペナルティー
脱税(仮装・隠ぺい)、納税拒否、税額搾取による過少納付	無期限	本税、延滞金およびペナルティー	
税法法律、行政法規に違反し、かつ行政処罰に該当する行為	5年	行政処罰	
その他行政処罰に該当する行為	2年	行政処罰	

※ 延滞金は本税に対して年率18.25%(日歩0.05%)を乗じて算定され、ペナルティーは本税に対して50%~500%を乗じて算定されると規定されています。

※ 仮装・隠ぺいではない場合、ペナルティーは、税務当局との交渉で減免されるケースもあります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

佐々木 敏子

PwC 税理士法人は、企業税務、国際タックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.